

## 中野区立少年自然の家条例の一部改正手続きについて

### 1 改正理由

軽井沢少年自然の家は、責任ある施設使用の観点から、民法の成年年齢である20歳に達していない者のみでの使用は承認しないこととしてきた。

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、成年年齢の20歳から18歳への引き下げ等を内容とする民法の改正が行われ、令和4年4月1日から施行される。

この民法改正の趣旨を踏まえ、使用者の年齢制限に係る規定を改める必要がある。

### 2 改正内容

中野区立少年自然の家条例第3条中「20歳未満の者のみで使用することはできない」とする規定を「18歳未満の者のみで使用することはできない」に改める。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和4年4月1日

中野区立少年自然の家条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(使用者)</p> <p>第3条 少年自然の家を使用することができる者は、次に掲げる団体等とする。ただし、<u>18歳未満の者のみで使用することはできない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第4条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる使用の申込みについて適用し、この条例の施行の前に行われた使用の申込みについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(使用者)</p> <p>第3条 少年自然の家を使用することができる者は、次に掲げる団体等とする。ただし、<u>20歳未満の者のみで使用することはできない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第4条～第20条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>